令和８年度　引き上げ分の地方消費税収入の使途について

引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障４経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

社会保障４経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する経費とされており、社会福祉・社会保険・保健衛生　のいずれかに関する施策です。

本町の引き上げ分地方消費税額及び社会保障財源として充当する事業は次のとおりです。

【歳入】

・引き上げ分地方消費税交付金　　312,724千円

（県見込額）　15,892,000,000円　×（人口按分）0.019678103729148

【歳出】

（単位：千円）

事業名			事業費	財源内訳				引上げ分の地方消費税
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	重度心身障害者等医療費助成費	47,000	17,767			29,233	17,990
	児童福祉事業	子ども医療費助成費	119,000	34,000			85,000	52,310
社会保険	国民健康保険事業	国民健康保険特別会計繰出金	118,464	67,335			51,129	31,465
	介護保険事業	介護保険特別会計繰出金	183,070	9,075			173,995	107,078
	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療特別会計繰出金	70,318	41,065			29,253	18,002
保健衛生	健康増進事業	がん検診等疾病予防対策事業	54,350	1,528		7,105	45,717	28,135
	予防接種事業	個別予防接種事業	94,491	660			93,831	57,744
合　計			686,693	171,430	0	7,105	508,158	312,724